平成27年度 石井町

わかりやすい予算書 DE わかりやすい石井町

太陽と緑の環境都市 いしい

第十堰

目 次

●発刊にあたり　　石井町長　小林　智仁 …… 3
●石井町の当初予算について …… 4
●平成27年度の重点施策 …… 7
●平成27年度の主な事業
総務課 …… 8
住民課 …… 9
福祉生活課 ……10
財政課 ……11
すくすく子育て課・保育所 ……12
長寿社会課 ……14
わくわく観光情報課 ……15
建設課 ……16
水道課 ……17
出納課 ……17
いのちを守る防災・危機対策課 ……18
税務課 ……19
いきいき農業振興課 ……20
農業委員会 ……20
議会事務局 ……21
保健センター ……22
清掃センター ……23
教育委員会 ……24
学校教育課・幼稚園 ……25
学校給食センター ……27
社会教育課 ……28
●避難所マップ ……30
●マイナンバー制度とは ……32
●ふるさと納税で石井町（ふるさと）を応援してください ……36
●平成27年度石井町新規職員紹介 ……37
●石井町役場庁舎見取り図 ……38
●お問い合わせ先一覧 ……39

ふじっこちゃんを探せ!
この冊子の各所にふじっこちゃんがいます。あなたはいくつ見つけられるかな?

「わかりやすい予算書 DE わかりやすい石井町」の発刊にあたり

石井町長
小　林　智　仁

8月に入りなお一層厳しい暑さとなりました今日この頃、町民の皆さまには健やかにお過ごしのこととお慶び申しあげます。

この「わかりやすい予算書 DE わかりやすい石井町」は、町の予算の概要をお知らせするとともに、各課の主な事業を説明し、より具体的な事業のイメージを持っていただくために作成しています。この冊子をご覧いただき、石井町を一層身近に感じていただければ幸いです。

本町の財政構造は町税等の自主財源が少なく、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼っており、加えて国・地方を通じた喫緊の課題である地方の創生と人口の減少の克服をはじめとして、社会保障費の自然増など、今後、地方の財源負担が更に増大していくことが考えられます。本年度の当初予算は、平成27年 3 月議会で提案、議決されたものですが、この予算を基本として平成27年度の町政を進めるとともに、厳しい財政環境ではありますが持続力のある財政基盤を確立するため、可能な限りの歳入の確保と経費の節減、見直しを図っていきたいと考えています。

そして、私の政策である「町をひとつに」を柱に「6 つの約束」

1. 住民参加の開かれた町政へ
2. 経済と産業の活性化
3. インフラ整備と防災・防犯対策
4. 子育て支援と教育環境の充実
5. 福祉政策と更生対策の充実
6. 住民同士が仲良く、助け合えるまちへ

を実現させ、「太陽と緑の環境都市　いしい」に繋げていきたいと考えています。

この 4 年間、未来ある子どもたちのためにも、皆さまと協働したまちづくりを推進すべく全力を傾注する決意でありますので、今度とも町政に対する町民の皆さまの温かいご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

歳入予算

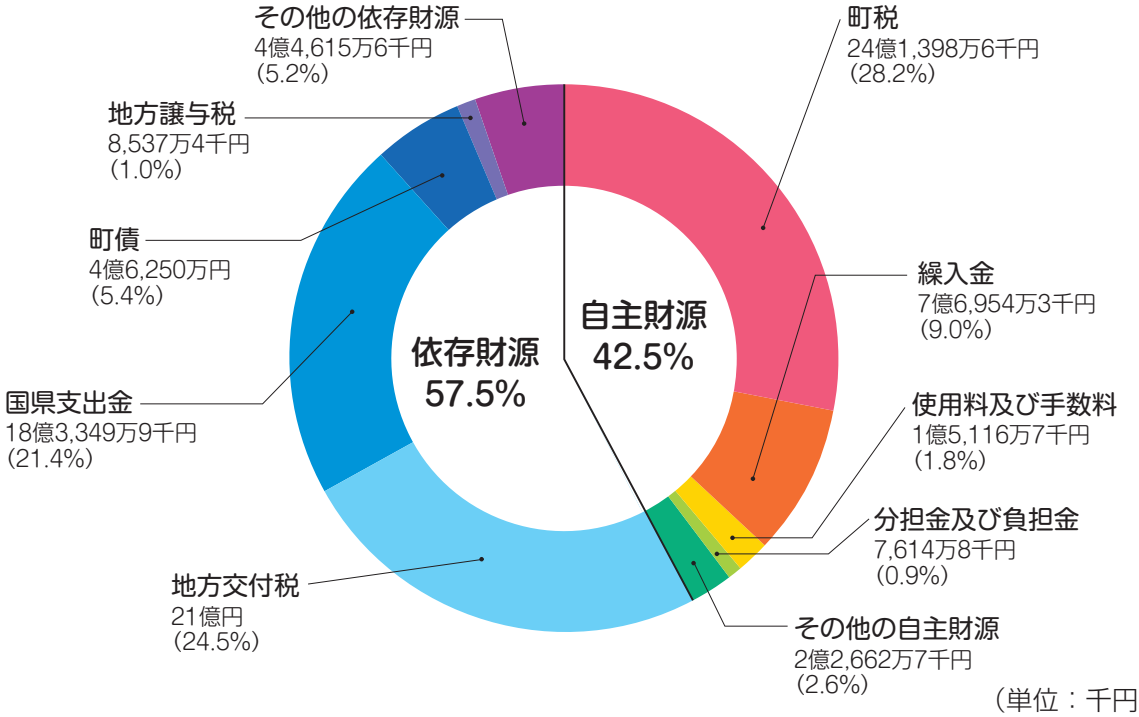

（単位：千円、%）

名称			説明	予算額	構成比
自主財源	町税		町民の方などから納めていただく税金	2,413,986	28.2
	繰入金		主に基金を取り崩して繰り入れるお金	769,543	9.0
	使用料及び手数料		施設使用料や住民票交付手数料など	151,167	1.8
	分担金及び負担金		私立保育園の保育料など	76,148	0.9
	その他の自主財源			226,627	2.6
	内訳	財産収入	土地の貸付収入や基金の運用利子など	6,632	0.1
		寄附金	ふるさと納税による寄附金など	101	0.0
		繰越金	前年度に余ったお金	20,000	0.2
		諸収入	他の科目に分類されない収入	199,894	2.3
小計				3,637,471	42.5
依存財源	地方交付税		国が徴収した所得税などの一部から、一定水準の行政サービスが確保されるよう財政力に応じて、町に配分されるお金	2,100,000	24.5
	国県支出金		特定の目的のために国や県から交付されるお金	1,833,499	21.4
	町債		特定の目的のために国や銀行などから借り入れるお金	462,500	5.4
	地方譲与税		国が徴収した自動車重量税などの一部から町に配分されるお金	85,374	1.0
	その他の依存財源			446,156	5.2
	内訳	地方消費税交付金	県が徴収した地方消費税の一部から町に配分されるお金	369,904	4.3
		地方特例交付金	国から特例的に交付されるお金	10,519	0.1
		その他の交付金	利子割交付金や配当割交付金など県から一定の基準で町に交付されるお金	65,733	0.8
小計				4,927,529	57.5
合計				8,565,000	100.0

会　計　当　初　予　算

歳出予算

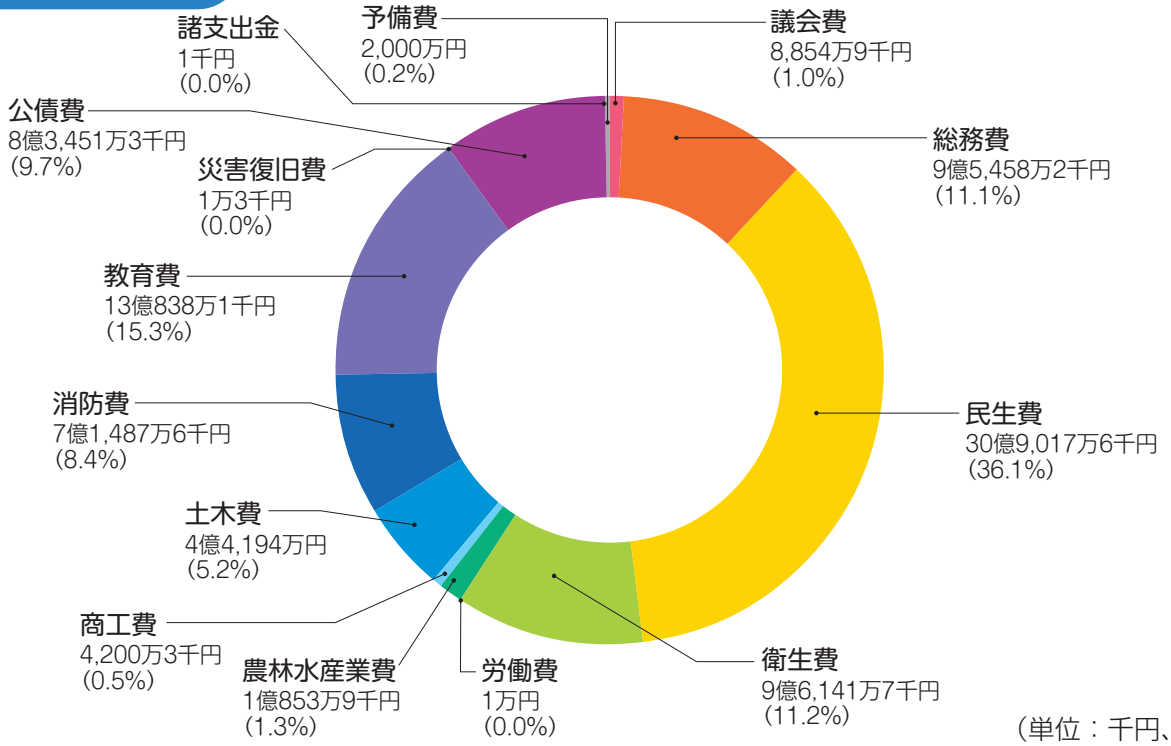

（単位：千円、%）

名　　称	説　　明	予算額	構成比
議　会　費	議員の報酬や議会の運営などのために使われるお金	88,549	1.0
総　務　費	事務機器や普通財産の管理、広報などに使われるお金	954,582	11.1
民　生　費	お年寄りや子どもなどのために使われるお金	3,090,176	36.1
衛　生　費	健康診査や予防接種、ごみ処理、し尿処理などのために使われるお金	961,417	11.2
労　働　費	職業相談などのために使われるお金	10	0.0
農林水産業費	農業の振興や農林道の管理などのために使われるお金	108,539	1.3
商　工　費	商工業の振興や観光宣伝などのために使われるお金	42,003	0.5
土　木　費	道路や都市公園、町営住宅などの整備や管理のために使われるお金	441,940	5.2
消　防　費	消防団や名西消防、災害対策などのために使われるお金	714,876	8.4
教　育　費	幼稚園や小中学校での教育、文化やスポーツの振興などのために使われるお金	1,308,381	15.3
災害復旧費	災害による道路や施設の被害を復旧するために使われるお金	13	0.0
公　債　費	町の借金の返済のために使われるお金	834,513	9.7
諸支出金	他の科目に分類されない支出	1	0.0
予　備　費	予算にない緊急な支出などに充てるためのお金	20,000	0.2
合　計		8,565,000	100.0

石井町の当初予算

Q　平成27年度の石井町の当初予算の規模は？

A　一般会計は85億6,500万円です。5つの特別会計の合計は77億9,431万2千円です。その他に公営企業会計があります。

一般会計　85億6,500万円
一般的な公的サービスで構成される町を代表する会計です。

＋

特別会計　77億9,431万2千円
特定の目的のために特別に設けられた会計です。

国民健康保険特別会計	37億2,014万3千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	248万5千円
給与集中管理特別会計	12億4,927万5千円
後期高齢者医療特別会計	3億1,229万6千円
介護保険特別会計	25億1,011万3千円

公営企業会計は、民間企業と同じように、収益をあげながら運営する会計で、石井町では水道事業会計があります。

収益的収入　5億3,335万7千円
収益的支出　4億5,436万円

資本的収入　4,510万円
資本的支出　2億4,198万円

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんします。）

平成27年度の重点施策

参事　遠藤　光宏

参事　黒川　　浩

皆さまには、日頃から石井町のまちづくりにご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から御礼申し上げます。

さて、本町を取り巻く環境は、交通、情報通信手段等の飛躍的な発展・普及及び高度化、急速な少子高齢化の進展など地域社会の環境と構造の大きな変化を背景として、地域において基礎的な地方公共団体の役割としての期待が質と量の両面において増大しており、施策の多様化、充実強化と高度化及び迅速で的確な対応が求められています。また、本町は、町税等の自主財源が少なく、歳入の多くを地方交付税等の依存財源に頼っていることから、国の財政事情の影響が憂慮されている上、少子高齢化社会の進展に伴う社会保障・医療関係経費や扶助費などの義務的経費が増大するなどし、財政面での能率的かつ効率的な事務処理が必要とされています。

このような中、参事の職は、各課の連携を図り横断的に事務を総括し、能率的かつ効率的な事務に努めつつ、各種重要施策の円滑な推進を図る役割を担っています。

本年度の重要施策としましては、①人口減少の克服と持続可能な地域づくりを実現するための「地方創生」への取組、②保育・教育を安心安全な施設で受けることができるようにするための「幼稚園・保育所の整備」、③災害時の情報伝達手段を構築するための「同報系無線整備」、④その他、新庁舎外構工事、番号制度などが挙げられます。

本年は町政施行60周年の記念すべき年です。第四次石井町総合発展計画の将来ビジョンである「太陽と緑の環境都市　いしい」に向け着実に進展し、今後共、石井町がより住みやすいまちになるように、町民や関係機関の皆さまのご指導、ご協力を心からお願いいたします。

平成27年度の主な事業

総務課

まち・ひと・しごと創生法に基づき、まち、ひと、しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等を定めた「地方版総合戦略」を策定します。また、マイナンバー制度導入に向けシステムの整備を行います。その他、職員の人事および給与、財産の管理、行政の総合的な企画及び連絡調整等の業務を担当しています。これからも「人」「地域」「町」「明日」とのつながりを大切にするまちづくりに職員一丸となって取り組んでいきます。

課長　木下　貴雄

■石井町総合戦略策定事業（繰越予算）
【地方創生関連事業】

1,000万5千円

（財源：国500万円、町500万5千円）

人口減少による様々な社会課題への懸念が具体化する中、石井町が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示する「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた今後５カ年の目標や、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」を策定します。

■石井町地域振興事業補助金

530万円

（財源：町530万円）

地域の健全な発展を図るため、自治会が行う清掃、美観の維持や文化活動、交通安全、防犯、自主防災等の事業に対し、補助金（1世帯あたり1,000円）を交付し地域活動を支援しています。

■臨時福祉給付金支給事業

4,465万8千円

（財源：国4,465万8千円）

消費税率が8%へ引上げられたことに伴い、所得の低い方への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として給付します。

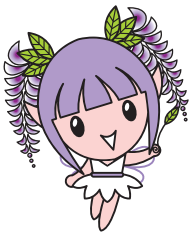

■番号制度構築システム整備費

6,560万円

（財源：国1,473万3千円、町5,086万7千円）

マイナンバー、社会保障・税番号制度導入に向け、システムの整備や既存システムの改修を行います。

■移住・定住促進事業（繰越予算）
【地方創生関連事業】

210万円

（財源：国58万6千円、町151万4千円）

石井町への人の流れをつくるため、石井町の自然や文化・観光情報、暮らし・しごと・住まい・子育て等の情報を発信するためのパンフレットを作成するとともに、石井町ホームページ内に移住情報コーナーを立ち上げPRします。

■石井町新婚世帯家賃補助金
【地方創生関連事業】

700万円

（財源：国550万円、町150万円）

40歳未満の新婚夫婦に対し月1万円（夫婦ともに町外から転入の場合は1万5千円）を上限として最大24ヵ月家賃補助し、結婚の希望が叶えられるよう経済面から後押し、石井町への人の流れを創出します。

『地方創生への取り組み』

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が創設されました。国は、「まち・ひと・しごと創生」を喫緊の課題とし、地方と一体で中長期的に取り組む必要があるとして、各自治体に対して国と同様に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」の策定を求めています。

本町においても、平成27年度中に「石井町人口ビジョン及び総合戦略」の策定に向けて、広く関係者の意見を反映させるため「石井町まち・ひと・しごと創生推進会議」の設置、町民アンケート調査の実施など、取り組みを進めています。

また、平成26年度に創設された国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方消費喚起・生活支援型、地方創生先行型）」を活用し、平成27年度から地方創生に向けた事業にも取り組んでいます。

第１回石井町まち･ひと･しごと創生推進会議の様子

住民課

住民課では、戸籍や住民票・印鑑証明の交付、国民健康保険や年金、選挙事務など幅広い町民の皆さまの生活に密着したところです。

新庁舎も完成し、新しい窓口で役場の顔として更なる住民サービスや利便性の向上に努めて参りたいと思っています。

また、今年の10月以降、皆さまのお手元に12桁で割り振られたマイナンバーの「通知カード」が届けられ、来年の1月からマイナンバー制度の利用がいよいよ開始されます。この制度により住民の皆さまの公的サービス等の向上を目指して参りたいと思っていますので、どうかご理解ご協力宜しくお願い申し上げます。

課長　松本　雅文

■特定健康診査等事業費

1,763万5千円

（財源：国358万6千円、県358万6千円、町1,046万3千円）

石井町国民健康保険加入者のうち40歳以上の方に特定健康診査を受診していただき、保健指導を行うことにより、疾病等の予防と医療費等の削減を目指します。

今年度も従来の個別検診に加え集団検診を実施する予定です。

■通知カード・個人番号カード関連事務費負担金

919万円

（財源：国919万円）

マイナンバー制度を円滑に実施するため、通知カード・個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任するための費用です。

福祉生活課

障がい者の生活支援体制の充実を図るとともに、ニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制の整備を行い、自立と社会参加をサポートし、地域で支え合うことのできるまちづくりを目指します。

また、犯罪防止を目的とした防犯灯の設置や、町民の皆さまのご協力によるごみの清掃ボランティア活動を通じて、犯罪のない、安全で明るくきれいな生活環境の保全に努めます。

課長　阿部　龍裕

■障がい福祉サービス費

4億8,066万8千円

（財源：国2億4,000万円、県1億2,000万円、町1億2,066万8千円）

障がい者や障がい児の自立した日常生活や社会生活を可能とするため、県が指定する事業所において、生活上または療養上で必要な障がい福祉サービスの提供を受けた時、その要した費用の原則9割を支給しています。

■補装具費

520万円

（財源：国260万円、県130万円、町130万円）

失われた身体機能を代償または補完するため、身体障がい者や身体障がい児の方に、車いす、補聴器、義肢、補装具等の購入及び修理に要する費用の支給を行っています。対象者の負担は原則1割です。

■障がい児通所給付費

4,314万8千円

（財源：国2,149万円、県1,074万5千円、町1,091万3千円）

在宅の障がい児の地域生活を可能とするため、県が指定する事業所において、必要な障がい児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）の提供を受けた時、その要した費用の原則9割を支給しています。

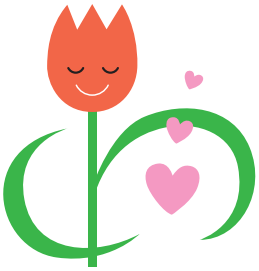

■相談支援事業

1,026万1千円

（財源： 町701万9千円、その他324万2千円）

地域における障がい者やその家族の生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図るため、地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について、障がい者や、その保護者または介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行っています。

この業務は神山町と共同で指定相談支援事業者に委託しており、委託事業者等を構成員とする名西郡自立支援協議会を開催しています。

■移動支援事業

264万円

（財源：国132万円、県66万円、町66万円）

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者の方に対し、個別支援型（個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援）及び車両移送型（各行事の参加のための運行等、必要に応じた支援）による外出の際の移動を支援しています。

■日中一時支援事業

84万円

（財源：国42万円、県21万円、町21万円）

日中に監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町が認めた障がい者の方に、日中、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他町が認めた支援等を行っています。

■合併処理浄化槽設置整備事業補助金

3,474万円

（財源：国1,101万3千円、県1,050万1千円、町1,322万6千円）

河川や海などの水質汚染が社会問題となっていますが、その原因は私たちの生活によってもたらされる生活排水が主と言われています。

水質保全や衛生的な環境形成のため、石井町では合併処理浄化槽の設置を推進しており、合併処理浄化槽に転換する場合に補助金を交付しています。

平成26年度から単独処理浄化槽・汲み取り槽の撤去費補助を追加し、条件を満たした場合に上乗せ助成しています。

■防犯灯管理・整備費

1,155万1千円

（財源：町1,155万1千円）

地域における犯罪の未然防止と安全で明るいまちづくりを進めるため、町民の皆さまからのご要望に応じて、危険箇所を優先に防犯灯を設置しています。

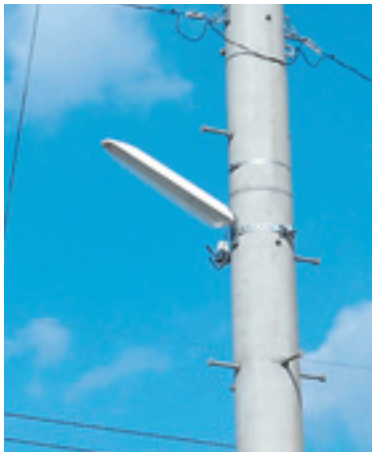

また、消費電力を減らし、エコ推進・費用節減の点から、老朽化した器具を順次ＬＥＤ化していきます。

■犬の登録事務事業

126万4千円

（財源：県9万6千円、町37万3千円、その他79万5千円）

犬を飼う場合、犬を取得した日から30日以内（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）に狂犬病予防法の定めるところにより、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。石井町では毎年春と秋の2回に分けて予防注射を実施しており、その他、様々な犬や猫に関する相談を受け付けています。

■ゴミゼロ環境美化活動事業

10万8千円

（財源：町10万8千円）

ゴミの減量化、不法投棄の禁止、再資源化などの意識を高めるとともに美しい町を目指して、毎年5月下旬の日曜日に、ゴミゼロ運動として、住民の方や自治会の方々に協力していただき、地域の清掃活動を行っています。

財政課

財政課には、統計係と財政係があり、国や県の委託を受けた統計調査、町の歳入歳出予算の編成、地方交付税や起債に関することなどを取り扱っています。

平成27年度は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした国勢調査が、10月1日を調査期日として、全国一斉に行われます。

正確で円滑な調査の実施に、取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

課長　伊延　徹哉

すくすく子育て課

・平成27年度から始まった、子ども・子育て支援新制度により、「子ども・子育て支援事業計画」が策定されました。「地域ぐるみで、子どもを健やかに育てるまちづくり」を基本理念に、子ども・子育て支援サービスの充実に努めます。
・安心して子どもたちを預けられる、幼保連携施設を整備する計画です。子育て世帯が住みやすい町になるよう、地域の教育・保育環境づくりを推進します。
・児童手当・子どもはぐくみ医療費助成・児童扶養手当などの各種届出や保育所入所や学童保育など、さまざまな子育て支援事業を案内しています。

課長　多田　　寛

■ひとり親家庭等医療費助成事業

100万8千円

（財源：県49万8千円、町51万円）

ひとり親家庭の方が入院した場合に安心して医療が受けられるよう、保険医療の自己負担分の助成を行っています。助成を受けられる方は、児童扶養手当を受給できる所得水準で、ひとり親家庭の父母及びその扶養する児童並びに父母のいない児童です。

■子育て短期支援事業

15万3千円

（財源：国5万円、県5万円、町5万3千円）

家庭での養育が一時的に困難となった児童、又は緊急一時的に保護を必要とする母子、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童等を、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図っています。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライト）事業があります。

■放課後児童対策事業

4,709万4千円

（財源：県2,969万9千円、町1,739万5千円）

昼間、保護者のいない町内各地区の小学校児童に対して、学童保育をすることによって、放課後等に適切な遊びや生活の場、安心して過ごせる場を提供しています。

■地域子育て支援ネットワーク推進事業

65万6千円

（財源：町65万6千円）

「みらいフェスタ in いしい」や「石井町親子クリスマス会」を開催したり、その他町内の子育て支援活動に参加協力したりしています。

地域のみんなが支え合う子育て力の向上をし、子どもも保護者も心身ともに健やかに育成できるよう目指しています。

■子育て応援祝金支給事業
【地方創生関連事業】

1,250万円

（財源：国1,050万円、町200万円）

石井町で生まれるお子さんの誕生を祝福し出産祝金を支給します。また、ひとり親家庭のお子さんに入学支度金を支給する制度です。

子育てや教育に要する費用負担の軽減を図り、児童の健全な発育及び定住の促進に資することを目的としています。

●支給額（石井町に1年以上居住などの支給要件があります。）
- **出産祝金**　第1子3万円・第2子5万円・第3子以降10万円を支給
- **入学支度金**　小学校･中学校入学時に3万円を支給（平成28年入学より実施）

■病児・病後児保育事業

1,494万3千円

（財源：県979万円、町464万5千円、その他50万8千円）

保護者の子育てと就労等の両立を支援するため、徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町と病児・病後児保育の広域利用に関する協定を結んでいます。病気中や病気の回復中の児童で、保護者の勤務の都合など社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象に、保育を行います。石井町では、伊勢内科・小児科（ナゴム病児保育室）で実施しています。

■徳島ファミリーサポートセンター事業

68万4千円

（財源：町68万4千円）

子育て中の家族が安心して子育てと仕事の両立ができるよう、地域の中で、子育ての応援をしてほしい人と、子育ての応援をしたい人が会員となり、育児についてお互いに助け合う、相互援助活動を行っています。

■放課後子ども教室推進事業

314万円

（財源：県209万円、町105万円）

児童の健全な育成を図り、より豊かな人間関係の育成につなげるため、地域の方々の参画を得ながら、様々な体験や遊びを通して協調性や社会性を養う場として、学習のなかで放課後の子どもたちの安心・安全な居場所を確保する事業として、石井小学校で実施しています。

■ブックスタート事業

13万6千円

（財源：町13万6千円）

赤ちゃんが健やかに育つことを願い、ボランティアの皆さまの協力を得て、生後4・5ケ月児と保護者一人ひとりに「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えながら読み聞かせをして絵本をプレゼントしています。

■子どもはぐくみ医療費助成事業

1億68万9千円

（財源：県3,936万3千円、町6,132万6千円）

0歳から中学校修了までの子どもの保護者に対し、医療費の一部を助成することにより、子育て支援の充実を図ります。

0歳から3歳未満児の通院及び0歳から6歳未満児の入院は自己負担金なし、3歳から中学校3年生修了までの通院及び6歳から中学校3年生修了までの入院は、1レセプト600円（保険薬局を除く）です。

保育所

■保育所嘱託医報酬

37万2千円

（財源：町37万2千円）

保育所では、入所児童の健やかな発育成長を図るため、嘱託医による内科検診と歯科検診を各2回実施しています。

町内保育所（園）では、保育の必要量により保育短時間（8時間）と保育標準時間（11時間）の認定を行い、必要な保育を提供しています。

朝夕には延長保育も実施しています。必要に応じて利用できます。

町立保育所　7時30分～19時まで開所
私立保育園　7時15分～18時45分まで開園

長寿社会課

高齢者が住み慣れた地域で元気に生活できるように、要介護状態となることを予防し、要介護状態となった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう各種制度を活用して支援します。

また、介護保険のさまざまなサービスの利用、介護保険制度改正等に対応する必要なサービスが提供できるように、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に沿って、高齢者の生活を支援していきます。

課長　岡田　匡範

■敬老祝金

187万3千円

（財源：町187万3千円）

長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚を図り、高齢者の福祉を増進するため、人生の節目を迎える高齢者の方に、敬老祝金をお贈りしています。

支給対象者は、9月30日において石井町に引き続き1年以上居住している満88歳の方、誕生日において石井町に引き続き1年以上居住している満100歳の方です。

■通所型介護予防事業

332万8千円

（財源：国74万9千円、県37万4千円、町103万7千円、その他116万8千円）

高齢者が介護の必要な状態になることを予防するため、基本チェックリストで自己診断し、要支援・要介護状態になる危険性のある二次予防事業の対象者を決定します。

対象者に決定された方のうち、希望者は通所型介護予防のサービスを受けることができます。ただし、1回当たり550円にサービスの内容に応じて加算した利用料が必要です。

■介護予防普及啓発事業

105万6千円

（財源：国23万7千円、県11万8千円、町37万1千円、その他33万円）

高齢者が介護の必要な状態になることを予防するため、65歳以上の二次予防事業の対象者に該当しない方に対し、総合介護予防教室を実施することにより、個別の相談に総合的に対応するとともに運動・助言等を行い、介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発に努めています。

ただし、1回当たり550円の利用料が必要です。

■家族介護支援事業

93万6千円

（財源：国36万5千円、県18万2千円、町38万9千円）

介護保険の被保険者を介護している家族の方に、各種サービス（家族介護教室開催事業・家族介護用品支給事業・家族介護慰労事業）を提供することにより、介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図ると共に、在宅生活の継続、向上に努めています。

■地域自立生活支援事業

1,008万円

（財源：国168万4千円、県84万2千円、町179万4千円、その他576万円）

要介護・要支援の認定を受けた65歳以上の高齢者のみの世帯で、栄養改善が必要な方に対し、日曜日・祝日を除く希望日のうち町が決定した日の夕食時に食事の配達をするとともに見守りを行います。

利用料は1食当たり500円（町民税課税世帯）又は400円（町民税非課税世帯）です。

わくわく観光情報課

課長　鎌田　克己

石井町のイメージを確率し、そのイメージとともに、石井町のまちを知っていただくため、広報紙やホームページ等の活用により町政の情報を効果的にわかりやすく発信いたします。また、ふじっこちゃんを活用したタウンセールスを推進し、各地に元気な石井町をとどけていきます。

地域振興の発展と活性化の観点から、商工会との連携により大型店との共存共栄を図るため、商店間の連携・イベントの開催など、個性豊かで利便性の高い消費ニーズの変化に伴う事業創出を考えてまいります。

■石井町ふじっこちゃん夏まつり助成事業

600万円

（財源：町600万円）

石井町真夏の一大イベントであるふじっこちゃん夏まつり（石井町飯尾川公園夏祭り）を実施することにより、世代間や地域を越えたコミュニケーションの輪を築き、住民の交流を通じて地域活性化に繋げていくことを目指します。

■ふじっこちゃんPR事業

272万4千円

（財源：町272万4千円）

石井町のPR大使であるイメージキャラクター“ふじっこちゃん”を活用し、石井町の認知度向上を図る目的として、ふじっこちゃんPRグッズ等を制作し、販売・配布を実施します。

■観光ガイドブック等作成事業

60万円

（財源：町60万円）

自然景観や歴史遺産、文化遺産などの一つ一つの観光資源がさらに光を放つよう既存の観光資源に磨きをかけるとともに、地域の観光資源の総合力を高め、石井町への大きな観光誘客につながることのできるガイドブックを作成します。

■地域づくり活動団体等育成・支援事業

10万円

（財源：町10万円）

行政と地域協働によるまちづくりを推進するため、ボランティア活動やNPO活動等に取りくんでいる団体への支援を行っています。

■広報広聴事業

735万1千円

（財源：町735万1千円）

広報いしい、新聞広告、ラジオ放送、ケーブルテレビ等のメディア及び町ホームページ等によるインターネットの活用を通して、住民生活に関わる様々な情報をはじめ、町の施策や、予算に関する財務情報など大切な情報を、住民にわかりやすく理解しやすい形で積極的に行います。また、住民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、ミニタウン集会、町長へのハガキなどの充実を図り、住民の意見が町政運営に反映されるよう進めています。

■プレミアム付き地域商品券事業（繰越予算）

【地方創生関連事業】

5,210万円

（財源：国4,787万8千円、町422万2千円）

プレミアム付き地域商品券（プレミアム率20%）を、県内版商品券・町内版商品券として、2回にわたり発行し、町民の皆さまの消費喚起を前提におき幅広く購入していただき、地域経済の活性化、地域振興を図ります。

建設課

・町の将来の発展を見据え、基幹道路の整備、安全で安心な生活道路の維持管理を図ります。
・国・県と協力し、河川・排水路の整備による浸水被害対策に努めます。
・都市公園の景観維持に力を注ぎ、幅広い世代で交流できるように快適な空間を提供します。
・適正な工事の施工を確保し、公正で透明性の高い入札制度の維持に努めます。

課長　東内　　徹

■道路管理事業

841万8千円

（財源：町841万8千円）

石井町の管理する道路を安全で快適に利用できる状態に保つため、町道や里道について、補修や除草、側溝の泥の除去などの維持管理業務を行います。

■道路維持補修事業

2,400万円

（財源：町2,400万円）

安全で快適に利用できる状態を保つため、破損、劣化した町道の舗装補修工事など、町道の維持修繕業務を行います。

■交通安全施設整備事業

380万円

（財源：町380万円）

町道が安全に利用できるように、カーブミラーやガードレールの新設や補修を行います。

■町道高原33号線改良事業（基幹事業）

1,007万8千円

（財源：国550万円、町457万8千円）

百姓一から北に伸びる町道南島11号線の延長として、石井町高原と藍畑を南北に結ぶ道路を新設します。

■町道新設改良事業

4,002万5千円

（財源：町4,002万5千円）

幅が狭い町道の拡幅や側溝の新設などの整備を行い、通行しやすく環境のよい生活道路に改良します。

■町道石井123号線改良事業（基幹事業）

4,000万1千円

（財源：国2,200万円、町1,800万1千円）

石井駅山路線と農業大学校跡地を東西に結ぶ道路を新設します。災害時にも強い、いしい環状線として利用できます。

■町道石井50号線改良事業（基幹事業）

900万1千円

（財源：国495万円、町405万1千円）

町道石井123号線に接続し、農業大学校を通る路線を新設します。

いしい環状線としての利便性の向上を目指します。

■長寿命化対策事業（防災・安全）

7,000万2千円

（財源：国3,850万円、町3,150万2千円）

石井町が管理する橋長15m以上の橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき順次修繕工事を行い、橋梁の安全性、信頼性を確保します。

■定期点検事業（防災・安全）

1,000万1千円

（財源：国550万円、町450万1千円）

石井町が管理する橋梁の状態を把握するため、定期点検計画に基づき、順次点検を行います。

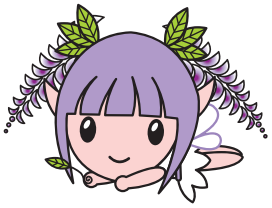

■県単土地改良事業

810万円

（財源：県243万円、町567万円）

農道や水路を改修したり、新たに設置したりする事業で、県の補助によって実施します。

今年度は市楽にある用排水兼用の土水路をコンクリート水路にすることで、通水機能の維持と日常管理を容易にし、農業生産性の向上を図ります。

■住まいのリフォーム応援事業
【地方創生関連事業】

300万円

（財源：国250万円、町50万円）

昨年度まで行っていた住宅リフォーム助成事業のリニューアルです。

町内に所在する自ら居住するための住宅を改修し、町内の施工業者を利用した上で、工事費が20万円以上のものに対して補助金を交付します。

■空き家リフォーム促進事業
【地方創生関連事業】

500万円

（財源：国230万円、町270万円）

年々増加する、空き家の有効活用と移住定住促進を目的とする事業です。

町内に存在し、ご自身が所有している戸建ての住宅で、居住しなくなった日から6ヵ月以上経過した中古住宅をリフォームし、工事完了後半年以内に居住できる方に対し、補助金を交付します。

水道課

石井町の水道事業は、昭和48年4月に給水を開始してから40年が経過しており、配水管（道路に埋設された水道管）などの施設の老朽化が進んでおり、配水管の布設替えも検討しなければならない時期が来ています。

また、各施設の補修が必要となっております。今年度は、南島橋水管橋の補修や給配水管の修繕を行います。

課長　岩佐伸一郎

■南島橋水管橋補修工事

552万9千円

（財源：町552万9千円）

南島橋の上流側に架設してある水管橋が、太陽光線や風雨などにより塗装などが劣化してきているため補修します。

■給配水管修繕・変更・撤去工事事業

2,760万円

（財源：町2,760万円）

安全な水を安定して供給するため、管路の維持管理並びに漏水等の速やかな解消を図るため実施します。

出納課

出納課では、皆さまから納めていただいた各種税金、保険料をはじめ、国・県補助金、使用料・手数料などの収入現金を管理し、各課からの支出に関する書類を審査・確認のうえ支払業務を行っています。

この収支状況については、毎月監査委員の検査を受けており、5月末の出納閉鎖後、決算書類を作成しています。

今後においても、法令や予算に照らして、適正且つ迅速な会計処理に努めます。

課長　天羽喜美代

いのちを守る防災・危機対策課

今後高い確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震や、異常気象による風水害の発生に備え、町民の皆さまの生命・財産を守るため、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりの実現に向けた取り組みを行います。ソフト面ではハザードマップの作成・配布による防災意識の高揚、ハード面では同報系無線整備や木造住宅の耐震化などを推進します。

課長　桃井　　淳

■木造住宅耐震診断支援事業

240万円

（財源：国120万円、県55万5千円、町64万5千円）

平成12年5月以前に着工された木造住宅をお持ちで、耐震診断を希望する方を対象に、耐震診断員の派遣を行います。診断の自己負担金は無料です。

■木造住宅耐震改修支援事業

1,995万円

（財源：国82万5千円、県1,181万2千円、町731万3千円）

地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行う方に対し、耐震改修費用の一部を補助する事業です。

❶　耐震改修工事

診断結果が評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）であった住宅を、評点1.0以上（一応倒壊しない）のレベルまで改修する工事です。補助金額は対象となる工事費の3分の2以内で、上限60万円です。

❷　住まいの安全・安心なリフォーム

診断結果が1.0未満（倒壊する可能性がある）の木造住宅で、一定の要件のもとに行う簡易な耐震化及びリフォーム工事です。補助金額は対象となる工事費の2分の1以内で、上限50万円です。

■住替え除却支援事業

338万円

（財源：国19万円、県159万5千円、町159万5千円）

昭和56年5月31日以前着工で、診断結果が評点0.7未満(倒壊する可能性が高い）となった現在居住する木造住宅を、建替え又は住替えのためにその住宅の全てを除却する工事が対象です。補助金額は対象となる工事費の5分の2以内で、上限30万円です。

■消防団詰所整備事業

6,372万5千円

（内繰越予算2,903万6千円）
（財源：国2,774万2千円、県840万円、町2,758万3千円）

老朽化した消防団詰所の建替えを順次行い、団詰所と一時避難所としての機能を併せ持つ防災活動拠点施設として整備してきましたが、今年度においても引き続き消防団詰所の整備を実施します。

消防団詰所兼一時避難所

■災害時用物資購入事業

196万円

（財源：町196万円）

各避難所に備蓄する保存用水・食料品等を購入します。（粉ミルク・アルファ化米は、アレルギー対応食を購入）

■ハザードマップ作成事業

504万4千円

（財源：県252万1千円、町252万3千円）

土砂災害警戒区域や避難場所、その他の防災情報を掲載したハザードマップを作成・配布し、防災意識の高揚と啓発を推進します。

■同報系無線整備事業

2億260万円

（財源：国1億円、町1億260万円）

災害時の情報伝達システムの構築として、町内の複数箇所に全方位型屋外スピーカーを設置します。併せて役場庁舎に無線基地局設備を整備して各スピーカーに無線通信することで、サイレンや音声放送による災害情報の伝達を可能にします。

無線設備については、高機能で、スピーカーを含めた整備費用が国の交付金の交付対象となるデジタル同報系無線の整備を計画しています。

■防災訓練事業

34万9千円

（財源：町34万9千円）

例年、防災とボランティアの日（1月17日）に石井町防災訓練を実施しています。

大規模災害が発生した場合に備え、関係機関が連携した訓練を実施することにより、危機管理意識の高揚と災害対策本部の運営体制確立を図ります。併せて、自主防災組織による避難訓練と避難所運営等の訓練を実施することで、自助・共助の体制を強化します。

●昨年度の石井町防災訓練

避難訓練

避難所開設訓練

税務課

町税は、町民の皆さまが安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

納税は、国民の義務でもあり、本来、自主的に納付していただくことになっていますが、督促状や催告等によるお願いにもかかわらず、納付していただけない場合は、納期内納付をいただいた方との公平性を保つため、滞納額の縮減を図る業務を進めます。

なお、特別な事情により、納期内納付ができない場合は、お早めに税務課徴収係へご相談ください。

課長　田中　憲博

いきいき農業振興課

課長　田中　達也

農業の振興を図るため、担い手の育成支援を図るとともに農業環境の保全と整備に努め、第2次産業・第3次産業と連携しながら、農業生産・販売体制を確立していきます。

地籍調査は、土地に関する最も基礎的なものであり、公共事業の円滑化、災害等の復旧・復興に不可欠であります。その進捗率は57%であるため、引き続き積極的に推進していきます。

■青年就農給付金事業

1,350万円

（財源：県1,350万円）

経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（原則45才未満）に対し青年就農給付金（年間最大150万円。最長5年間。）を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ります。

■地籍調査事業

2,972万3千円

（財源：国1,440万円、県720万円、町812万3千円）

地籍調査とは、国土調査法等に基づき、土地の明確化を目的とした調査です。三連動地震に対する予防的対策として推進しています。平成27年度は、東覚円と高畑の一部と石井の一部を調査します。

■石井町特産品開発チャレンジ事業【地方創生関連事業】

100万円

（財源：国80万円、町20万円）

収益性の高い新規作物の導入及び農産物の品質向上や労働力の省力化に向けた新栽培技術導入にチャレンジする意欲的な取組を支援します。本事業を活用し、石井町のイメージカラーである“藤色”の野菜を作り、町の農作物のPRを行うとともに、農業者の所得向上のため販路拡大等を目指します。

■転作推進事業

400万5千円

（財源：県400万円、町5千円）

石井町いきいき農業振興課、名西郡農業協同組合等の構成員から成る石井町農業再生協議会に補助金を交付し、協議会で経営所得安定対策（転作）の推進にかかる事務や生産調整実施者の転作現地確認等を行っています。

また、制度の周知パンフレットや加入申込書等の配布を行っています。

農業委員会

農地の売買や貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許可業務を中心とした農地行政を担っています。地域の農地利用の合意形成を推進するとともに、農地パトロールなどによる実態把握を行い、遊休農地の解消などに取り組んでいきます。

事務局長　田中　達也

議会事務局

町議会は町民から選挙で選ばれた議員により、町民を代表して町全域の問題について議論し、予算を決めたり、条例の制定や改廃などの審議をします。地域住民の立場に立って町の政策を決定するところであり、町民の福祉の向上と、地域の発展に貢献することを目的としています。

事務局長　中村　淳

⑴　議員の定数と任期

議員は、4年ごとに行われる選挙により選ばれます。議員の定数は町の条例で定めることとされており、石井町では14人としています。

現在の議員の任期は、平成23年9月1日から平成27年8月31日までです。

⑵　町議会の会議

町議会本会議は、町長が招集します。

本会議には、年4回（3月、6月、9月、12月）の定例会と、必要に応じて随時開かれる臨時会があります。そのほかに、全員協議会や、より細かく専門的な審議をする常任委員会、特別委員会などがあります。

⑶　委員会

- 常任委員会は、地方自治法・条例に基づいて議会に常に置かれている委員会で、石井町議会には、次の3つの委員会があります。議員は少なくとも1つの委員会の委員になることが定められており、常任委員の任期は2年です。

常任委員会の名称	定数	所　管　事　務
総務常任委員会	5	総務課、住民課、税務課、財政課、出納課及びいのちを守る防災・危機対策課に関する事務
産業建設常任委員会	5	いきいき農業振興課、わくわく観光情報課、農業委員会及び建設課に関する事務
文教厚生常任委員会	5	福祉生活課、長寿社会課、すくすく子育て課、水道課、教育委員会及び保育支援室に関する事務

- 特別委員会は、特定の事件について審査・調査するために必要があるときに設けられます。石井町議会には、河川・防災対策特別委員会と環境衛生対策特別委員会が設置されています。
- 議会運営委員会は、円滑な議会運営のために、会期や議案・請願等の取扱いなどに関する議会運営全般についての協議や意見調整が行われます。議会運営委員の任期は2年です。

保健センター

「自分の健康は自分で守る」の趣旨のもとに、町民の健康づくりを推進するため、保健センターを拠点とした保健予防活動を実施しています。

石井町は、すべてのがん検診を無料化としており、がんの早期発見・早期治療に役立てていただきたいです。

所長　足利　公祥

■健康診査費

3,149万8千円

（財源：県162万5千円、町2,987万3千円）

がん・脳血管疾患・心疾患が死因の大半を占め医療費の増加の原因となっています。

そこで、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の早期発見・早期治療のため、結核健康診断・肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん・肝炎ウイルス検診等全ての検診を無料で実施しています。

■健康マイレージ事業

35万9千円

（財源：町35万9千円）

町民の自主的な健康づくりを支援し、町全体の健康意識を高めるため、個人の健康づくり目標や、健康づくりイベントへの参加をポイント化し、達成者には抽選のうえ景品をプレゼントしています。

景品写真イメージ

■予防事業

6,324万5千円

（財源：町6,324万5千円）

感染症の発生や流行を予防するため、四種混合・三種混合・二種混合・日本脳炎・麻しん・風しん・麻しん風しん二種混合・ポリオ・Hib（ヒブ）感染症・小児の肺炎球菌感染症・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・水痘・高齢者の肺炎球菌感染症・季節性インフルエンザの予防接種を実施しています。

■結核予防事業

162万9千円

（財源：町162万9千円）

結核の発生や流行を予防するため、BCGの予防接種を実施しています。

■養育医療給付事業

200万3千円

（財源：国100万円、県50万円、町50万3千円）

医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行うことにより、未熟児の健康の増進を図るため実施しています。

■1歳6カ月児・3歳児健康診査事業

168万2千円

（財源：県19万6千円、町148万6千円）

成長が著しい1歳6カ月から2歳未満と3歳6カ月から4歳未満児を対象に、身体やこころの発達をチェックすることで病気などの早期発見や健康な発達を促すため、健康診査を実施しています。

■妊婦・乳幼児健康診査事業

2,346万5千円

（財源：町2,346万5千円）

母子の健康のため、妊婦健診については14回を上限に、乳児健診は2回、それぞれ健診費用の公費負担を行っています。

また、集団で実施する乳児健診・股関節脱臼検診、乳幼児歯科継続健診も行っています。

■育児支援事業

51万8千円

（財源：町51万8千円）

乳幼児の成長・発達を促すため、保健師・管理栄養士等による育児相談や離乳食実習を実施しています。また、発達が気になる乳幼児と保護者に、臨床心理士または臨床発達心理士による発達相談も実施しています。

この他、地域で暮らす母子の支援のため、ボランティア（母子保健推進員）活動の支援も実施しています。

■乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業

70万2千円

（財源：国23万3千円、県：23万3千円、町23万6千円）

生後4カ月までの乳児家庭を保健師または助産師が訪問し、育児不安の解消や育児相談・育児支援のための情報を提供しています。

■特定不妊治療費助成事業

210万円

（財源：町210万円）

子どもを望むご夫婦が不妊治療を受けた際の経済的負担の軽減を図るため、また、少子化対策の一環として、費用助成を実施しています。

清掃センター

清掃センターでは、町内から排出されるごみの処理を実施しています。

また、事業ごみの有料化の徹底や収集する家庭ごみの分別強化を通じて、町内事業所や家庭から排出されるごみの減量化に努めたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。

所長　内藤　泰典

■分別収集徹底住民啓発事業

176万9千円

（財源：町176万9千円）

家庭ごみの分別・排出方法や収集日、ごみの減量化・資源化を推進するための広報を掲載した「ごみ収集カレンダー」を作成し、新聞折り込みや石井町ホームページ等を利用して、町内の一般家庭に周知しています。

教育委員会

平成27年4月1日から新教育委員会制度がスタートしました

趣　旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行います。

概　要

教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を設置します。
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行います。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- 教育長の任期は、3年です（委員は4年）。
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができます。
  また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告します。

総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設けます。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成されます。
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します。
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければなりません。

国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直します。

その他

- 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとします。

学校教育課

教育委員会では、社会状況の変化を踏まえて、平成22年度に第1期教育振興計画を策定し、平成23年度より計画的に本町の教育活動の充実に取り組んできました。

現在の計画を策定し5年目の検証・見直しの時期に合わせ、国や徳島県の教育振興計画などを踏まえ、本町の教育振興のための施策に関する基本計画となる「第2期石井町教育振興基本計画」を策定します。

次長　以西　誠司

■要保護・準要保護児童生徒就学援助費

小学校　**1,230万9千円**

（財源：国3万2千円、町1,227万7千円）

中学校　**1,345万2千円**

（財源：国6万1千円、町1,339万1千円）

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

■特別支援教育就学奨励費

小学校　**113万1千円**

（財源：国18万8千円、町94万3千円）

中学校　**62万4千円**

（財源：国10万3千円、町52万1千円）

特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、その一部を補助し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

■わかば学級運営事業

137万7千円

（財源：町137万7千円）

不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、広報啓発・状況及び意識調査・支援活動や助言・教育相談の4つの活動を実施するとともに、不登校児童生徒の学校復帰に関する支援を行っています。

■特別支援教育支援員配置事業

1,612万円

（財源：町1,612万円）

特別支援学級には在籍していない、LD（学習症）やADHD（注意欠陥多動症）等の診断を受けている児童生徒への支援や個別指導を行っています。

■インターネット接続事業

小学校　**153万9千円**

（財源：町153万9千円）

中学校　**71万5千円**

（財源：町71万5千円）

次代を担う児童生徒が早い段階からインターネットに慣れ親しみ、これを活用する能力を身につけていくとともに、インターネットを学習のツールとして積極的に生かしていくなど、教育分野においてインターネットの活用促進を図っています。

■小学校学校給食費

236万3千円

（財源：町236万3千円）

浦庄・藍畑両小学校における給食単独校の管理運営及び保護者負担軽減措置として、補助金交付等を行っています。

■幼稚園給食費

37万5千円

（財源：町37万5千円）

浦庄・藍畑両幼稚園における給食単独園の管理運営及び保護者負担軽減措置として、補助金交付等を行っています。

■幼稚園における多子世帯保育料軽減事業【地方創生関連事業】

900万円

（財源：国750万円、町150万円）

多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを育てやすい環境づくりを推進するため、2人以上の児童を育てている世帯に対し保育料を補助します。

■幼稚園預かり保育事業

46万円

（財源：その他46万円）

降園後、家庭で面倒を十分みることができない園児を対象に、幼稚園の施設を利用して、保護者に代わって午後2時から午後7時まで園児をお預かりしています。

■幼稚園子育て支援事業補助金

45万円

（財源：町45万円）

幼稚園が地域の幼児教育のセンターとして、子育て支援機能の一層の充実を図るため、子育て支援の年間計画と組織づくり・園児、未就園児に関する全般の実態調査・各幼稚園の園開放による子育て支援の実施・広報活動やイベントの開催等を行っています。

■語学指導等を行う外国青年招致事業

628万4千円

（財源：町572万2千円、その他56万2千円）

小・中学校で英語を教えたり国際交流事業に携わる事により、地域の住民と様々な形で交流を深めています。これにより、外国語教育の充実と地域レベルの草の根の国際交流の進展を図り、相互理解を深めるとともに国際化の促進を行っています。

■中学校英語検定補助金

46万7千円

（財源：町46万7千円）

中学生の英語に対する学習意欲・興味関心を育てるために、中学校英語検定受検者に対し、受験料を半額補助します。

■いしい英語大好き事業

792万円

（財源：町792万円）

巡回英語指導

「いしい英語大好き事業」として、園児・児童が英語を聞いたり話したりして英語好きな子どもをはぐくむことを目的として、平成24年9月より巡回英語指導を始めました。現在英語指導員としてリチャード・ダフィさん（アメリカ人・男性）、エマ・パーソンズさん（イギリス人・女性）を雇用し幼稚園、小学校（1・2年生）の巡回英語指導を行っています。

●目　的

園児、児童が言語や文化に興味を持ち、英語を聞いたり話したりして、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、幼稚園、小学校の連携を通し、「英語好きな子どもをはぐくむ」ことを目的としています。幼稚園から小学校へ連続的、段階的に実施します。

石井町各幼稚園・小学校の英語指導

英語講師

名前　リチャード・ダフィー
（Richard　Duffy）
出身　アメリカ
趣味　ランニング、サイクリング

名前　エマ・パーソンズ
（Emma　Parsons）
出身　イギリス
趣味　水泳、絵を描くこと

●エマとリチャードの一週間

	月	火	水	木	金
Emma	石井幼・小	浦庄幼・小	石井幼・小	石井幼・小	石井幼・小
Richard	高原幼・小	藍畑幼・小	高川原幼・小	高原幼・小	高川原幼・小

学校給食センター

給食については、米飯給食を「週4回」実施しており、お米は町内産コシヒカリを使用し、毎月1回はお米を製粉した米粉を使った米粉入りパンを配食しています。野菜については、季節に応じた町内産野菜をできるだけ使用し、地産地消に取り組んでいます。

毎年6月「食育月間」の19日「食育の日」と、毎年1月の学校給食週間「24日～30日」の中で1日を「石井町もりだくだんの日」としており、石井町の野菜を使用した給食を実施しています。

また、給食だよりで家庭への啓発活動を行っています。

所長　米澤　庄司

社会教育課

人権教育・啓発、生涯学習、スポーツ、文化などについて、それぞれ事業や講座を行っています。

今年度は、町の人権啓発として、12月5日に「石井町総ぐるみ人権啓発研修大会」を開催します。文化関係では、石井町の文化財を知ってもらうために、「文化財ウォーキング」を計画しています。

課長　片岡　秀文

■藍畑分館整備事業

1億8,640万6千円

（財源：県1,800万円、町1億6,840万6千円）

石井町公民館藍畑分館を藍畑小学校西の忠勇跡地に建設します。

鉄筋コンクリート造の1階296.07㎡、2階234.20㎡、計530.27㎡の建物で、老人憩の家の機能を併せ持ちます。

■町内遺跡遺構確認事業

280万6千円

（財源：国140万円、町140万6千円）

気延山北西の尾根に造られた山ノ神古墳を発掘します。

古墳時代の前期から中期と推測されている全長約60mの前方後円墳である第1号墳を調査します。

■高川原福祉会館耐震改修・改造事業

3,577万8千円

（財源：県2,616万3千円、町961万5千円）

今後発生が予測される大地震に対応するために高川原福祉会館の耐震改修・改造をします。

工事期間は平成27年7月から11月までを予定しています。

■石井町地域子ども育成事業補助金

30万円

（財源：町30万円）

家庭を基盤とした地域社会の教育力の向上を目指し、その主体として地域親子会の活性化を支援します。

地域親子会での各種体験活動の一部を助成しています。

■豊かな人間性を育む地域活動推進事業

50万6千円

（財源：町50万6千円）

家庭教育に関する学習を主に、豊かな人間性を育む地域を目指して、家庭教育学級、ふる里の歴史を学ぶ会、親子クリスマス会などを推進しています。

■スポーツ教室運営事業

11万9千円

（財源：町11万9千円）

いしいスポーツクラブによるマラソン挑戦講座をはじめ陸上教室、スポーツチャンバラ、卓球、太極拳、健康体操などの教室を行うことにより、住民の健康増進を図っています。なお、参加費が必要な教室もあります。

■文化財保護活動事業

50万2千円

（財源：町50万2千円）

町内文化財の説明板整備や文化財ウォーキングを実施し、住民に対して文化財保護意識についての啓発を行います。

■「阿波国分尼寺跡」史跡整備事業

648万3千円

（財源：国265万8千円、県132万9千円、町249万6千円）

石井町石井字尼寺にある国指定史跡「阿波国分尼寺跡」の基盤整備工事を行います。

■分館体育振興事業

70万5千円

（財源：町70万5千円）

各公民館分館単位で、体育祭（浦庄・高原）、歩け歩け大会（石井・藍畑・高川原）を行っており、各地区とも子どもから年配の方まで多くの人が参加しています。

■分館芸能振興事業

35万5千円

（財源：町35万5千円）

各公民館分館単位で地区町民が手芸・生け花・書道・絵画等の展示や、日本舞踊・カラオケ等の発表を行っており、地域での文化芸能の振興に努めています。

■壮年会補助金

21万円

（財源：町21万円）

各地域の夏祭り・道路清掃・餅つき等の行事を行い、地域社会づくりのための活動をしています。

また、各行事を通して会員同士の親睦も深めています。

■中央公民館講座等文化講演事業

39万5千円

（財源：町39万5千円）

石井町民全体が参加できる講座や講演を目指して、本の読み聞かせ教室をはじめ、水墨画教室、絵手紙教室、親子天文教室や親子陶芸体験など、町内在住の著名な方を積極的に講師として迎え、開催しています。

■中央公民館図書購入事業

130万6千円

（財源：町130万6千円）

月刊誌をはじめ人気のある本、また様々な分野の本を購入し、図書室の充実に努めています。

毎月購入した新刊については、ホームページ及び石井CATVで広報しています。

■中央公民館図書管理事業

501万4千円

（財源：町501万4千円）

館内閲覧時間を午後6時まで延長し、当室に無い図書は徳島県立図書館から巡回してくる協力車で送ってもらいます。

また、平成24年4月からは徳島市と北島町の図書館も利用できるようになりました。

■人権啓発活動事業

62万1千円

（財源：県61万9千円、町2千円）

同和問題を柱とした人権啓発の高揚を図るため、石井町総ぐるみ人権啓発研修大会を通じて、何人にも保障された「基本的人権」に関して理解と認識を深めるよう研修を行うとともに、街頭啓発も実施しています。

■石井町人権教育啓発センター事業

43万8千円

（財源：町43万8千円）

すべての人の人権が尊重される明るい住み良いまちづくりを進めるため、人権問題学習講座「えがお」等各講座・講演を開催しています。

■石井町地域スポーツ振興事業

491万円

（財源：町491万円）

石井町教育振興計画の策定を契機に、町では巡回体育指導を始めました。

「保健・体育」の教員免許を持っている人材を雇用して、あらゆる年代の体力向上や健康増進を図るため、町内5幼稚園、5小学校の園児・児童を対象に、スポーツ指導員による巡回体育指導を行っています。

また、夏休み期間中は、町立4保育所も巡回しています。

避難所マップ

地域や家族の皆さんで、
避難場所までの道を
２つ以上考えておきましょう。

指定避難所とは？

災害により、住居が被害を受けた住民の皆さんの受け入れ、宿泊、給食などの救援を実施する臨時の施設

広域避難場所とは？

町が指定した大人数収容できる避難場所（グランド等）。指定避難所のように避難生活をする場所ではありません。

一時避難所とは？

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所。地域住民等の集合･待機場所。

指定緊急避難場所とは？

危険を回避するための避難場所として、地震や洪水など災害の種類ごとに指定された避難場所。石井町では、上記の指定避難所、広域避難場所、一時避難所すべてを指定緊急避難場所としています。

～「防災」に関する基本理念～

災害は予想以上の規模で発生することがあります。
行政の力だけでは大災害に立ち向かうことはできません。
「自助」「共助」「公助」が一体となって災害に強いまちづくりを目指しましょう。

自助

自分で自分や家族を守る
- 食料、水の備蓄
- テレビ、ラジオ等による情報収集
- 家の耐震診断・耐震改修、家具の固定
- 家族との話し合い

共助

地域や事業者が助け合って守る
- 助け合って救出、初期消火
- 避難所運営等
- 地域の防災活動への参加
- 地域での訓練の定期的な実施
- 事業者と地域の連携

公助

行政が地域や事業者の活動を支援し、安全を確保する
- 石井町を災害に強いまちにするための総合的な対策の実施
- 「自助」「共助」の推進

一時避難場所一覧表

①	関　農業構造改善センター
②	下浦東　農業構造改善センター
③	高畑東　農業構造改善センター
④	重松　農業構造改善センター
⑤	大万　農業構造改善センター
⑥	南島　農業構造改善センター
⑦	加茂野　農業構造改善センター
⑧	石井町竜王集会所
⑨	石井町上南集会所
⑩	石井町高畑西集会所
⑪	石井町消防団石井分団第2部
⑫	石井町消防団石井分団第6部
⑬	石井町消防団石井分団第7部
⑭	石井町消防団浦庄分団第1部
⑮	石井町消防団浦庄分団第2部
⑯	石井町消防団浦庄分団第3部
⑰	石井町消防団藍畑分団第5部
⑱	石井町消防団藍畑分団第6部
⑲	石井町消防団藍畑分団第7部
⑳	石井町消防団高川原分団第3部

マイナンバー制度とは！

マイナンバー制度とは、2013年5月に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法により、日本に住む一人ひとりに12桁の番号を割り振り、税金や年金といった今まで国の行政機関や地方自治体でバラバラに管理された様々な個人情報（番号など）が同一人物の情報であることを確認するために導入するものです。これにより、これらを一元的に管理し、「社会保障・税制度など行政の効率性、透明性」、「国民の利便性」を高め、より「公平・公正な社会」を実現するための社会基盤（インフラ）として機能することを期待されています。

どのような効果があるの？

・より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
・真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となります。
・大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できます。
・社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られます。
・ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上します。
・行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となります。

実現すべき社会とは？

・より公平・公正な社会
・社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
・行政に過誤や無駄のない社会
・国民にとって利便性の高い社会
・国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

社会保障・税番号制度の仕組み

●個人に　①住民票を有する全員に
②１人１番号で重複の無いように付番し
③「民－民－官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）をもつ
④最新の基本４情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号（12桁）」を付番する仕組み

●法人等に　上記①～③の特徴を有する「法人番号（13桁）」を付番する仕組み

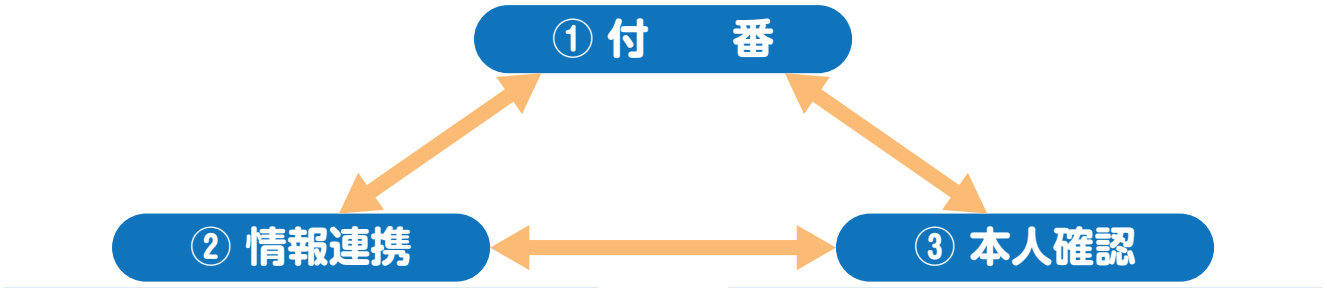

複数の機関間で、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付けて管理している同一人の情報を関連づけ、相互に活用する仕組み

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み
◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み

マイナンバー今後の流れ

2015年 10月

（平成27年）

・本人への番号通知スタート

住民票を有する全ての方に1人一つの番号（12桁）「通知カード」が市町村から簡易書留により通知されます。通知されるのは、現住所ではなく、それぞれの市町村で住民登録している住所です。

いちど割り振られた番号は、引越しても結婚して氏名が変わっても基本的に一生変わることない唯一無二の付番です。

2016年 1月

（平成28年）

・マイナンバーの利用開始

社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が開始となります。

行政への申請などでマイナンバーが必要です。

社会保障…
（年金）
（労働）
（医療）
（福祉）

・年金の資格取得や確認、給付
・雇用保険の資格取得や確認、給付
・ハローワークの事務
・医療保険の保険料徴収
・福祉分野の給付、生活保護など

税　…

・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
・税務当局の内部事務

災害対策…

・東日本大震災など様々な大災害を受けて被災者生活再建、支援金の支給に関する事務利用など
・被災者台帳の作成事務

※ポイント

今のところは、個人番号カード（マイナンバーカード）は、社会保障、税、災害対策の3分野で本人確認や番号確認のためなど、法律で定められた行政手続きのみ利用できます。

・個人番号カードの交付　ICチップ搭載で身分証にも利用
・企業は源泉徴収票にマイナンバーを記載

2017年 1月

（平成29年）

・個人ページの運用開始　ネット上で税金や年金の記録を閲覧
税金や社会保険料の納付状況を確認

・国の機関どうしの情報照会が本格化

7月

・自治体でも情報照会が本格化
行政手続きで書類の提出が減り簡単に

・健康保険証として使用
・税の申請時、医療費控除領収書が不要に

愛称：マイナちゃん

通知カード、個人番号カードについて

「通知カード」は、今年の10月以降に通知され、平成14年に交付された「住民票コード（11桁）」を変換して得られた「個人番号（12桁）」を指定し、「通知カード」という形で本人に通知されます。

「個人番号カード」は、本人から申請があった場合のみ平成28年1月から無料（初回）で交付されます。

イメージとしては、顔写真・ICチップ付きのプラスチックカードで、健康保険証や銀行等のキャッシュカード等をイメージしてください。

	住民基本台帳カード →	個人番号カード	通知カード
様　式	 写真なしのタイプもあり ・住民票コードの券面記載なし ・顔写真は選択制	 表面（案） 裏面（案） ・個人番号を券面に記載 ・顔写真を券面に記載	通知カード 個人番号　○○○‥‥○○○ 氏　　名　番号花子 住　　所　△県○市□町1-1-1 平成○年□月△日生　　性別　女 発行　平成○○年○月○日　　○市長 （案） ・個人番号を券面に記載 ・顔写真なし
作　成 交　付	・窓口に2回来庁 ・手数料：500円 （電子証明書を搭載した場合）	・通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、役場住民課へは1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 ・再交付手数料：検討中	・全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし ・再交付手数料：検討中
利便性	・身分証明書としての利用が中心	・身分証明書としての利用 ・個人番号を確認する場面での利用 （就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） ・市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ・電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	・個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能

個人番号カードと住民基本台帳カードとの関係

■住基カードをお持ちの方……取得日から10年間は有効です。ただし、その間に個人番号カードを取得すれば住基カードは無効となります。

■住基カードをお持ちでない方……平成28年1月から申請すれば個人番号カードが発行されます。

今後の利用範囲の検討について

来年の1月からマイナンバーの利用がいよいよ始まりますが、当初はその利用範囲を限定されますが、徐々に拡大していく方針です。

今後の検討として、具体的には

① 預貯金口座へのマイナンバーの付番
② 医療分野における利用範囲の拡充
③ 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充
④ 戸籍（年金や相続事務、旅券の申請）、自動車登録、在外邦人にも利用

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度では、個人情報が漏えいしないか？また国家に一元管理されないか？と言う懸念もあると思います。そこで、個人ごとのポータルサイト「マイナポータル」を新設するそうです。これは、行政機関が自分についてどんな情報を持っているのか、マイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやり取りしたのかを自ら確認できるシステムです。

また情報漏えいや盗用に関する罰則強化を図るほか、情報ネットワークシステムや情報照会・提供機関に対する監視・監督などを行う特定個人情報保護委員会が設置され、この制度に対する懸念をなくすようにします。

個人番号カードの申請方法

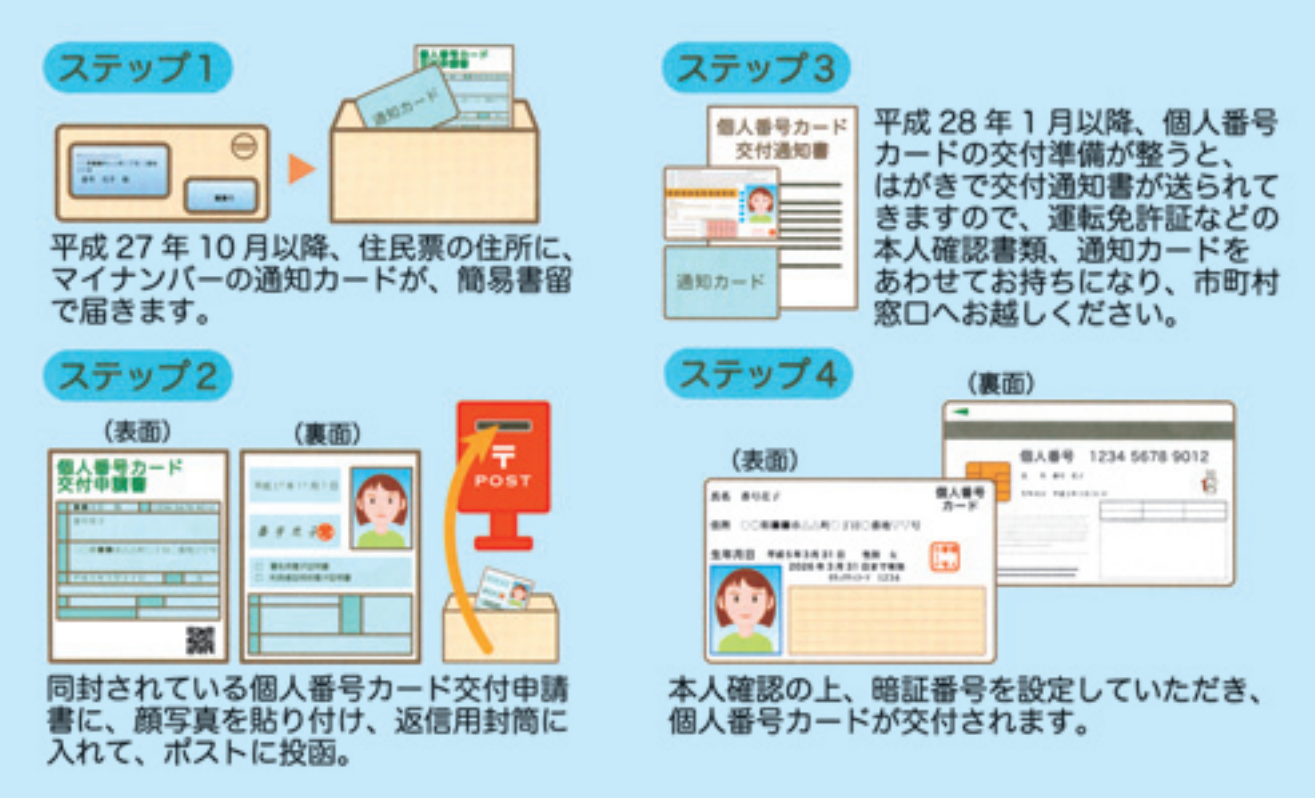

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

専用ダイヤル　**0570-20-0178**（マイナンバー）（全国共通ナビダイヤル）

【受付時間】平日9：30～17：30（土日祝日・年末年始を除く）

マイナンバーについて詳しく知りたい方は　マイナンバー　検索

ホームページ：http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html

ふるさと納税で石井町（ふるさと）を応援してください

石井町では、町外にお住まいの「石井町を応援したい」と思っている方からの寄附金を募集しています。ぜひ、**「ふるさと納税は石井町へ」**と町外にお住まいのご親戚やお友達にPRをお願いします。

ふるさと納税は、寄附をすることで所得税とお住まいの市町村の住民税から一定の控除を受けることができます。平成27年4月から、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税をした場合の確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」がスタートし、8月からは全国どこの郵便局からでも寄附者本人の手数料なしで寄附ができるようになるなど、利用しやすくなりました。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは?

確定申告をする必要のない給与所得者等の方が地方公共団体に寄附する際に、

・寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、

・寄附先団体が、寄附された方の住所地の市町村へ控除申請を代わりに行うことで、寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

平成27年7月から記念品が13品目に増えました。

寄附金額により選べるセット数がかわります。

寄附金額5,000円未満の記念品については、石井町産コシヒカリ5 kgのみです。

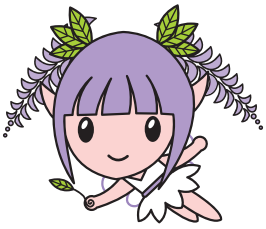

ふじっこちゃん湯飲み＆箸置きセット

石井町産★美味しい野菜＆お米の詰め合わせセット

ドイツ仕込みの無添加ハム＆ソーセージセット

伝統のたくあん漬け＆旬のお漬け物セット

徳島名物たらいうどんセット（8人前）

和菓子（か津らふぢ餅、藍大尽、藤最中）セット

和菓子（か津らふぢ餅36個入り）セット

調味料（焼肉のたれ・ぽん酢・ドレッシング）セット

徳島県産鳴門金時（さつま芋）使用！芋焼酎2本セット

徳島県産スギ使用「小口薄型湯桶」

徳島県産神山鶏使用・鶏肉加工品セット

ふじっこちゃん玉手箱 新鮮やさいと豚しゃぶしゃぶセット

ふじっこちゃん玉手箱 なつかしいふる里セット

詳しくは、石井町ホームページをご覧いただくか、総務課（☎674－1111）にお問い合わせください。

平成27年度

石井町新規職員紹介

（平成27年４月１日採用）

宇徳　健人
（建設課）

２か月経ってようやく職場の雰囲気にも慣れてきました。まだまだ分からないことが多く、先輩方に助けてもらうばかりですが、少しずつ仕事内容を覚え、早く独り立ちができるように頑張りたいと思います。

河野　滋
（いのちを守る防災･危機対策課）

自治体の最小単位の１つである「町」の職員として、身近で頼れる存在であると住民の皆様に感じていただけるよう努力して参ります。よろしくお願いします。

仲野　晴香
（総務課）

『more and more』が私のモットーです。成功という言葉に甘えることなく、さらなる頂を目指します。町民の方がより一層の笑顔となるよう、全身全霊で職務を全うします。

惠美　宏紀
（福祉生活課）

自分が生まれ育った石井町で働けることを嬉しく思います。職員としての責任と自覚を持ち、より良い町へと成長していけるよう頑張りたいと思います。これからどうぞ宜しくお願いします。

福田　理紗
（長寿社会課）

役場での仕事は想像していた以上に大変なものであり、毎日が勉強です。石井町の皆様に信頼される職員になれるように毎日努力していきますので、これからよろしくお願い致します。

堀口　賢
（いきいき農業振興課）

まだまだ未熟なところも多いですが、１日でも早く仕事を覚え、住民の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

武市　良美
（高原保育所）

毎日子ども達とたくさんコミュニケーションを図り、笑顔をたやさない保育士でありたいと思っています。また、一人ひとりの個性を伸ばしていけるように頑張っていきますので、よろしくお願いします。

宮本　衣里
（石井保育所）

今までの保育経験を活かし、石井町のかわいい子どもたちが、心身共に豊かに成長し、将来の石井町を担ってもらえるような保育を目指して、頑張っていきたいと思います。

岡田　彩織
（高川原保育所）

石井町の保育士として、良いところはたくさん褒め、子ども達の成長を保護者の方と一緒に喜び合え、自分自身も成長し、人として保育士として子ども達や保護者の方に少しずつ認めていただけるような保育士になれるよう頑張ります。

川人わかな
（浦庄保育所）

石井町職員として子どもだけでなく地域に貢献できるように頑張りたいと思います。また、いつも笑顔をたやさず町民の方々に親しみをもっていただける職員になりたいと思っています。

石井町役場庁舎見取り図

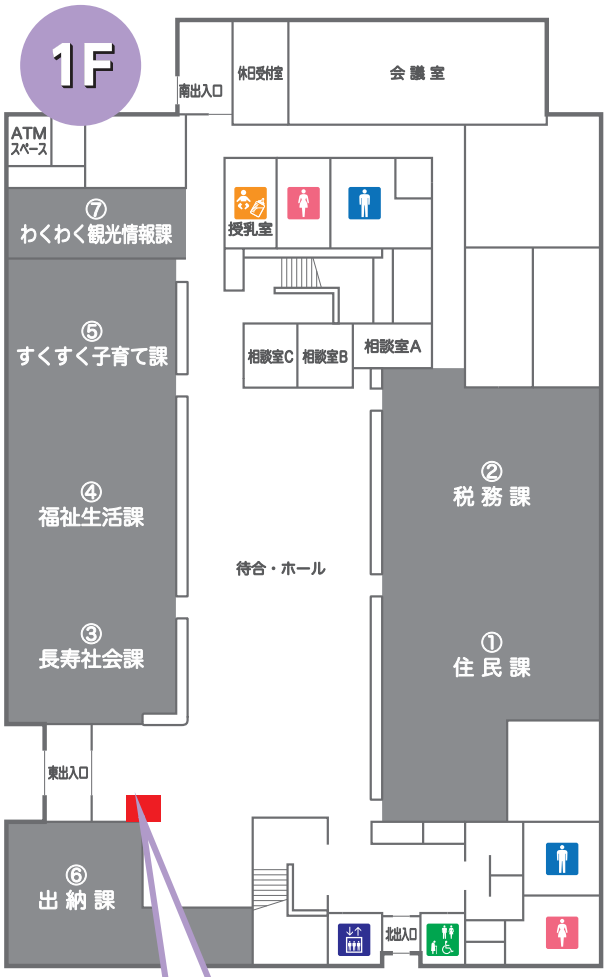

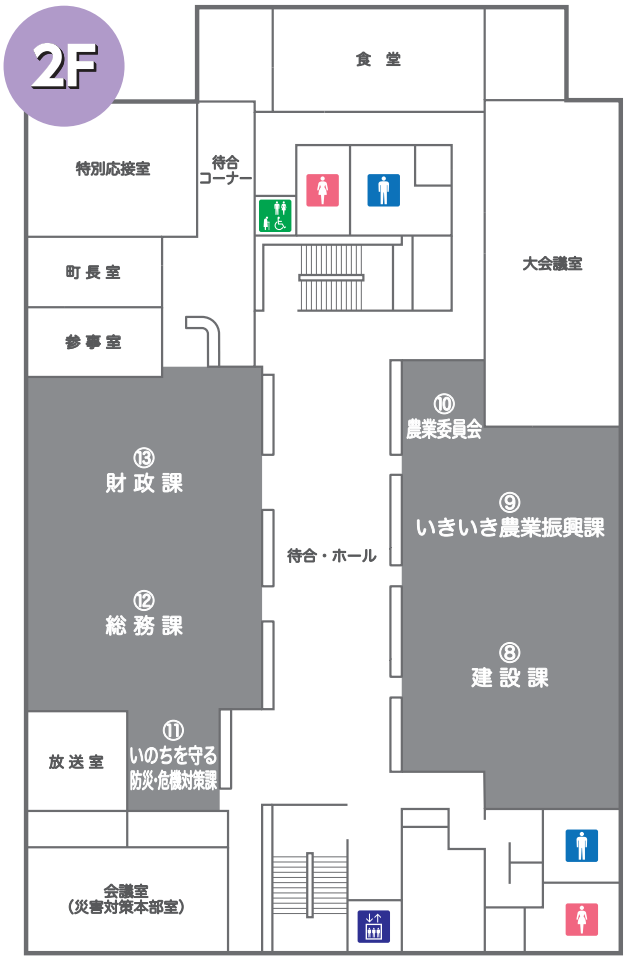

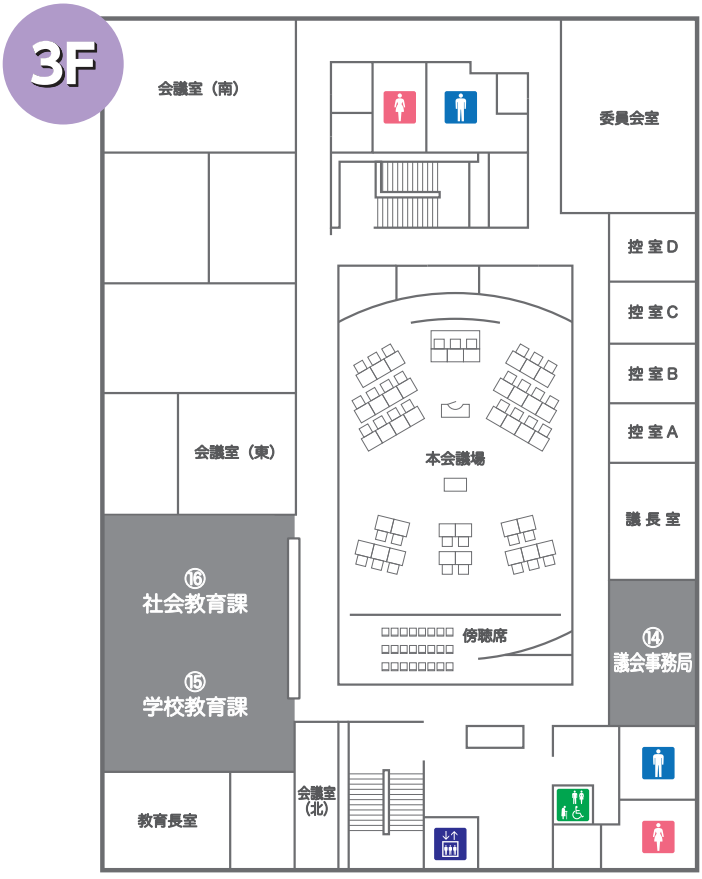

石井町役場では、親しみやすく分かりやすい役場づくりを進めるため、役場玄関での来庁者の皆さまのお迎えや窓口案内などを職員が交代で行っています。

案内係は、緑色の腕章を付けてご案内しています。目的とする窓口が分からない場合などは、お気軽に声をおかけください。

お問い合わせ先一覧

事業の内容などについて、お気軽におたずねください。

※メールによるお問い合わせは、info@town.ishii.lg.jp まで

石井町役場　本庁舎（石井町高川原字高川原121－1）

総務課	TEL(088) 674－1111	FAX(088) 675－1500
財政課	TEL(088) 674－7501	
出納課	TEL(088) 674－7502	
住民課	TEL(088) 674－1114	
税務課	TEL(088) 674－1115	
長寿社会課	TEL(088) 674－6111	
福祉生活課	TEL(088) 674－1116	
すくすく子育て課	TEL(088) 674－1623	
建設課	TEL(088) 674－1117	
いきいき農業振興課	TEL(088) 674－1118	
わくわく観光情報課	TEL(088) 674－1137	
いのちを守る防災・危機対策課	TEL(088) 674－1171	
議会事務局	TEL(088) 674－7500	
農業委員会	TEL(088) 674－7507	

石井町教育委員会	学校教育課	TEL(088) 674－7505
	社会教育課	TEL(088) 674－7505
水道課（石井町高川原字高川原2111－4）		TEL(088) 674－1141
保健センター（石井町石井字石井380－11）		TEL(088) 674－0001
清掃センター（石井町石井字石井3025－1）		TEL(088) 674－6842
学校給食センター（石井町石井字重松196－3）		TEL(088) 675－1210
石井保育所（石井町石井字石井633－5）		TEL(088) 674－0349
浦庄保育所（石井町浦庄字国実115－1）		TEL(088) 674－6792
高原保育所（石井町高原字中島465）		TEL(088) 674－3289
高川原保育所（石井町高川原字高川原202－1）		TEL(088) 674－6849
石井幼稚園（石井町石井字石井1170－1）		TEL(088) 674－1799
浦庄幼稚園（石井町浦庄字下浦481－1）		TEL(088) 674－4042
高原幼稚園（石井町高原字東高原252－1）		TEL(088) 674－4219
藍畑幼稚園（石井町藍畑字東覚円670）		TEL(088) 674－4679
高川原幼稚園（石井町高川原字高川原1258）		TEL(088) 674－3442
名西消防組合石井消防署（石井町高川原字高川原66－8）		TEL(088) 674－6788
石井町社会福祉協議会（石井町高川原字高川原2112－3　クリーンセンター管理棟内）		TEL(088) 674－0139

（広報いしい増刊号）　発行／石井町　平成27年8月発行　印刷／板東印刷

この予算書は、町民の皆さまに石井町のことを
もっともっと知ってほしいとの思いでつくりました。
皆さまからお預かりした大切な税金は無駄なく有効に
大切に使わせていただいています。

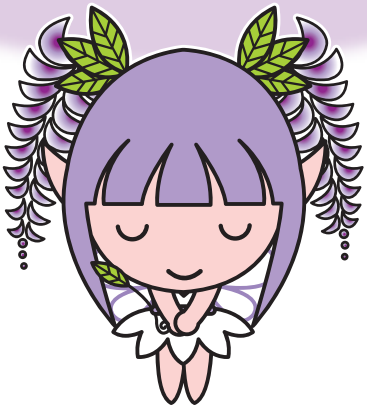

平成27年度 石井町

わかりやすい予算書 DE わかりやすい石井町

編集：石井町役場　わくわく観光情報課　発行：石井町

〒779-3295　徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1　TEL.088-674-1137　FAX.088-675-1500
石井町ホームページ　http://www.town.ishii.lg.jp/　E-mail wakuwakukanko@town.ishii.lg.jp